

年 度	2025度				下水道維持 事業		課 長	係 長	精算者	設計者
委託番号 設計月日	第 号 2024年12月 5日設計									
起 工 理 由	・下水道法第21条の2(発生汚泥等の処理)により、公共下水道管理者は、終末処理場から生じた汚泥等について、適切に処理しなければならないが、明石市では二見浄化センターを除く3浄化センターには汚泥焼却施設がなく、二見浄化センター内の焼却施設及び明石クリーンセンター、処理委託事業者等において焼却処分を行っており、上記3浄化センターで発生する下水汚泥脱水ケーキを車両搬送する必要があるため。									
位 置	朝霧浄化センター :明石市朝霧南町1-219 船上浄化センター :明石市船上町1-5 大久保浄化センター:明石市大久保町八木742					施工方法 及 期 間	請 負 2025年 4月 1日 より 2026年 3月31日 まで			
事業名	—									
委託名	汚泥運搬業務委託									
委 託 の 概 要	・朝霧浄化センター、船上浄化センター、及び大久保浄化センターから発生する下水汚泥脱水ケーキの、二見浄化センター及び明石クリーンセンター等、市内処理施設及び市外処理施設への車両搬送業務。									
委託費	当初設計額	円	当初請負額	円	摘要	支払方法 ※ 月割り実績払い				
	第1回変更設計額	円	第1回変更請負額	円						
	増 減	円	増 減	円						

汚泥運搬業務委託費内訳書 (下水道事業)

費 目 / 工 期	種 別 / 細 目	単位	数量	単価	金額	摘要
本委託費	業務価格					
汚泥運搬(市内)業務委託費 (船上浄化センター)	日	1				明石市内 第A-1号 内訳書
汚泥運搬(市内)業務委託費 (朝霧浄化センター・大久保浄化センター)	日	1				明石市内 第A-2号 内訳書
汚泥運搬(市外)業務委託費 (浄化センター⇄赤穂市内)	式	1				赤穂市内 第A-3号 内訳表
汚泥運搬(市外)業務委託費 (浄化センター⇄姫路市内)	式	1				姫路市内 第A-4号 内訳表
計 (業務価格)		1				
消費税等相当額	式	1				
計 (消費税等相当額)						
計(本委託費)						

第A-1号 内訳書

汚泥運搬(市内)業務委託費 (船上浄化センター) 業務価格(税抜き)

費 目 / 工 期	種 別 / 細 目	単位	数量	単価	金額	摘要
業務価格						明石市内
直接業務費						
車両費						
10tローリー車	車	2				燃料含 稼働日数(1日あたり)
直接人権費						
特殊運転手	人	1				稼働日数(1日あたり)
計 (直接業務費)						
諸経費						
諸経費等						
計 (諸経費)	式	1				
計 (業務価格)						

第A-2号 内訳書

汚泥運搬(市内)業務委託費 (朝霧浄化センター・大久保浄化センター) 業務価格(税抜き)

費 目 / 工 期	種 別 / 細 目	単位	数量		単価	金額	摘要
業務価格							明石市内
直接業務費							
車両費							
10tローリー車		車	1				燃料含 稼働日数(1日あたり)
直接人権費							
特殊運転手		人	1				稼働日数(1日あたり)
計 (直接業務費)							
諸経費							
諸経費等							
計 (諸経費)		式	1				
計 (業務価格)							

第A-3号 内訳書

汚泥運搬(市外)業務委託費 (浄化センター⇄赤穂市内) 業務価格(税抜き)

費 目 / 工 期	種 別 / 細 目	単位	数量	単価	金額	摘要
業務価格						赤穂市内
直接業務費						
車両費						
10tローリー車	車	1				燃料含 1往復
直接人権費						
特殊運転手	人	1				1往復
計 (直接業務費)						
諸経費						
諸経費等						
計 (諸経費)	式	1				
計 (業務価格)						

第A-4号 内訳書

汚泥運搬(市外)業務委託費 (浄化センター⇔姫路市内) 業務価格(税抜き)

費 目 / 工 期	種 別 / 細 目	単位	数量	単価	金額	摘要
業務価格						姫路市内
直接業務費						
車両費						
10tローリー車		車	1			燃料含 1往復
直接人権費						
特殊運転手		人	1			1往復
計 (直接業務費)						
諸経費						
諸経費等						
計 (諸経費)		式	1			
計 (業務価格)						

明石市下水道事業

汚 泥 運 搬 業 務 委 託

仕 様 書

令和 7 年度

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、「明石市業務委託単価契約約款」第1条に定める仕様書である。

(費用の負担)

第2条 業務の実施にともない生じる費用の負担は、次の各号のとおりとする。

- 2 業務に当たり使用許可した本市施設等の業務に要する電気及び水道の使用料は、委託者が負担する。
- 3 前号以外の費用は、受託者が負担する。
- 4 業務遂行中、受託者の責に起因する事故が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

(再委託等の禁止)

第3条 受託者は、この契約の履行について、業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受託者は、この契約の履行の一部について、第三者に委託し、又は下請負するときは、予め委託者の承諾を得なければならない。

(従事者の確保等)

第4条 受託者は、業務の公共的使命が重大であることを念頭におき、いかなる場合でも作業に必要な従事者を確保し、業務に支障をきたすことのないよう努めなければならない。

- 2 受託者は、従事者を定め、書面により委託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、業務の履行に、著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対してその理由を明示して、改善を求めることができる。
- 4 受託者は、前項の規定による要求を受けたときは、適切な措置をとり、その結果を書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、従事者を変更しようとするときは、予め委託者に書面により通知しなければならない。

(統括責任者)

第5条 受託者は、現場管理の統括にあたる責任者を定め、書面によりその氏名を委託者に通知しなければならない。

- 2 統括責任者は、従事者を統括するとともに、委託仕様書等により業務の目的、内容等を十分に理解して職務を遂行しなければならない。

(提出書類)

第6条 受託者は、契約締結後速やかに下記の書類を提出しなければならない

- (1) 着手届
- (2) 非常時連絡系統表
- (3) 施設使用許可届
- (4) 借用書

2 受託者は、業務完了後速やかに下記の書類を提出しなければならない

- (1) 完了届

(有資格者の確保)

第7条 受託者は、業務の処理に要する有資格者を確保しなければならない。

(臨機の措置)

第8条 受託者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受託者は委託者と協議を行うこととする。但し、緊急止むを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受託者は措置の内容を遅滞なく書面をもって委託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害の防止その他業務の遂行上、特に必要があると認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

(従業者の選任及び業務車両の確保)

第9条 受託者は、正常な業務を遂行するため、契約締結後 10 日以内に、業務に従事する従事者の写真が添付された名簿、資格取得を証明する物の写し、及び組織表を書面により委託者に届け出なければならない。又、変更がある場合も同様とする。

- 2 受託者は、業務の公的使命が重大であることを念頭におき、いかなる場合でも必要な業務車両を確保し、業務遂行に支障をきたすことのないよう努めなければならない。
- 3 受託者は、前項の規定による指示を受けたときは、適切な措置をとり、その結果を書面により委託者に報告しなければならない。
- 4 受託者は、業務遂行上必要な作業用車両を特定し、車両番号等を記載した届け出書を提出し、承諾を得なければならない。
- 5 前項に必要な資格等法令上の手続きについては、受託者の責により処理すること。

(法令上の措置)

第10条 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137

号) 第 14 条の規定による県知事の許可等法令上の手続きは、自己の責任において処理するものとする。又、その許可書の写しを委託者に提出すること。

- 2 受託者は、運転に当たっては業務の公共的使命が重大であることを念頭におき、前項の法律、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)等の関係法令を遵守すること。
- 3 受託者は、前項の他、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害保証保健法、その他の関係法令上すべての責任を負うものとする。

(勤務心得)

第11条 本業務は公共使命が重大であり、又、特殊性の高いことを念頭に置き、常に運搬中の飛散防止及び車両の清掃等車両管理を厳重にすること。

(非常時の勤務体制)

第12条 受託者は、非常時の呼出し、又は待機に応じられる体制にしておかなければならない。

(盗難、火災、事故等の予防)

第13条 受託者は、業務中の盗難防止及び火災予防、ならびに自動車事故等の予防に努めなければならない。

(従業員の服装態度等)

第14条 受託者は、従業員に安全且つ清潔な服装をさせ、態度についても部外者より指摘を受けないようにしなければならない。

(その他)

第15条 搬出入の条件は、特記仕様書を原則とするが、処理状況の変動がある場合、それに対応した搬出入を行うこと。

- 2 本仕様書に定めるものの他、疑義の生じた事項については別途、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。
- 3 委託者のすすめる環境マネジメントシステムの実施・維持に協力し、省エネ・省資源、廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減を図ること。
- 4 業務に支障の出ないように、4月1日よりケーキ運搬用 10 t 特装車両を準備できること。

(個人情報の保護)

第 16 条 受託者は、本業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。

明石市下水道事業

汚 泥 運 搬 業 務 委 託

特 記 仕 様 書

令和7年度

1. 業務の概要

本業務は、専用車両を用い、朝霧浄化センター、船上浄化センター、及び大久保浄化センターから発生する脱水ケーキを、二見浄化センター、明石クリーンセンター、(株)ダイセキ関西事業所、市内処理施設及び市外処理施設（赤穂市内または姫路市内の処理施設を予定）のいずれかへ運搬する業務である。

2. 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3. 積込及び積降の場所

(1) 積込場所	明石市朝霧南町 1-219	朝霧浄化センター
	明石市船上町 1-5	船上浄化センター
	明石市大久保町八木 742	大久保浄化センター
(2) 積降場所	明石市二見町南二見 3	二見浄化センター
	明石市大久保町松陰 1148	明石クリーンセンター
	(予定場所) 明石市二見町南二見 21-6	(株)ダイセキ 関西事業所
	(予定場所) 赤穂市折方字中水尾 1513	住友大阪セメント(株)赤穂工場
	(予定場所) 姫路市飾磨区中島 3059 番地 2	新日本開発(株)本社工場

4. 運搬物・運搬回数

(1) 性状

- ① 高分子凝集剤による脱水ケーキ（スクリュープレス脱水機）
- ② 含水率 78～82%（運転状況により変動）

(2) 予定量（増減の可能性あり）

- ① 朝霧浄化センター 2,703 t/年
- ② 船上浄化センター 7,057 t/年
- ③ 大久保浄化センター 10,840 t/年

(3) 運搬回数(1日あたり。市外は、市内処理施設の受入状況により不定期)

朝霧浄化センター	：(市内) 1～2回	(市外) 0回～1回
船上浄化センター	：(市内) 2～4回	(市外) 0回～2回
大久保浄化センター	：(市内) 2～5回	(市外) 0回～4回

5. 運搬車両

- (1) 積込用・排水用・脱臭用配管の接続できる専用ローリー車

6. 作業の制約及び関連作業との調整

- (1) 運搬日時及び回数は、委託者の作成する「脱水汚泥運搬計画書」に基づき、搬送よること。

また、脱水汚泥処分において上記3.(2)以外の積降場所が生じた時は、委託者と協議し、調整

を行うこと。

(2) 作業時間は、9：00 ～ 17：30を原則とする。ただし、汚泥処理などの状況により、汚泥運搬計画に変更が生じた場合は、この限りでない。

(3) 朝霧浄化センターでの積込及び運搬作業

① 月～金曜日の週5日間を原則として実施すること。

(4) 船上浄化センターでの積込及び運搬作業

① 積込は、相応の時間（2時間程度）を要するため、2台の車両で積込と移送を交互に行うことを標準とする。ただし、運搬回数によっては1台での対応も可能とする。

② 月～土曜日の週6日間を原則として実施すること。

(5) 大久保浄化センターでの積込及び運搬作業

① 月～土曜日の週6日間を原則として実施すること。

(6) 二見浄化センターでの積降作業

① 年末年始、祝祭日を含み 365 日／年 受入れ可能。

② 積降場所で待ち時間が発生しないように、運搬業者で連絡を取り合い調整すること。

(7) 明石クリーンセンターでの積降作業

① 受入に関する条件は、明石クリーンセンターの基準による。

概ね、受入可能時間は、9時～12時及び13時～15時（日曜日を除く）

② 受入れは下水用のNo.1ホッパを基本とするが、作業に関しては、明石クリーンセンターの職員の指示に従うこと。

(8) ㈱ダイセキ関西事業所での積降作業

① 受入に関する条件は、㈱ダイセキ関西事業所の基準による。

概ね、受入可能時間は、9時～17時（日曜日を除く）

② 積降作業については、㈱ダイセキ関西事業所の職員の指示に従うこと。

(9) 住友大阪セメント㈱赤穂工場での積降作業

① 受入に関する条件、受入時間は、住友大阪セメント㈱赤穂工場の基準による。

② 積降作業については、住友大阪セメント㈱赤穂工場の職員の指示に従うこと。

(10) 新日本開発㈱本社工場での積降作業

① 受入に関する条件、受入時間は、新日本開発㈱本社工場の基準による。

② 積降作業については、新日本開発㈱本社工場の職員の指示に従うこと。

7. 運搬経路

(1) 朝霧浄化センターからは、国道28号線・県道718号線経由で青龍神社横より明姫幹線(国道250号線)から二見浄化センター、および㈱ダイセキに行く経路にて運搬を行うこと。

(2) 船上浄化センターからは、県道718号線から青龍神社横より明姫幹線(国道250号線)から二見浄化センター、および㈱ダイセキに行く経路にて運搬を行うこと。

(3) 大久保浄化センターからは、明姫幹線(国道250号線)より二見浄化センター、および㈱ダイセキに行く経路にて運搬を行うこと。

(4) 各浄化センターから明石クリーンセンターへは、上記各経路の明姫幹線(国道250号線)から小久保交差点を左折し国道2号線の小久保西交差点を右折し西明石73号線・大久保313号線（山手環状線）を経由し、大久保18号線より運搬を行うこと。

(5)住友大阪セメント(株)赤穂工場及び新日本開発(株)本社工場については、各々の工場で、指示があった場合は、その経路に従うこと。

(6)道路事情等により、別の経路により運搬する場合は、委託者に承諾を得ること。

8. 代替車両

本業務で日常使用する車両は特殊車両であるため、車両検査、補修で使用できない場合、事前に明石市の承諾を得た代替車両により業務を遂行すること。業務の休止は認めない。但し、明石市が業務の遂行が困難な事由と認める場合は除く。この場合は契約変更の対象としない。

9. 作業内容と注意事項

(1) 積込作業

- ① 積込指定位置へ車両を入出庫する際は、搬出室入口シャッターと脱水ケーキ積込み室入口シャッターを同時に開放しないこと。その他、積込中に、臭気が漏洩することのないように処置を講ずること。
- ② 積込指定位置（トラックスケル上）で車両を停止後、積込用・排水用・脱臭用配管の接続作業を行うこと。当該、配管接続は確実にを行い、汚泥などの漏洩を防ぐこと。
- ③ 配管接続完了後、トラックスケル表示盤の重量確認（毎回）を行い、手動弁を積込位置に切替ること。
- ④ 手動弁の切替が完了した後、積込作業を開始する旨、脱水運転業務管理者へ連絡し、作業開始の確認を得ること。
- ⑤ 積込作業開始の確認を得た後、積込装置の運転スイッチを押し、装置を起動すること。
- ⑥ 積込状況が異常ないことを確認し、運搬作業（すでに積込まれた車両の運転）にかかること。積込の作業の状況に異常が認められる場合、積込装置の停止を行い、脱水運転業務管理者に連絡すること。
- ⑦ 積込が完了した車両は、配管洗浄(自動)を行うこと。
- ⑧ 配管洗浄が終了した後、積込重量の確認を行い、配管接続を切り離すこと。
- ⑨ 配管接続を切り離した後、配管を規定の位置に収納し、手動弁の切替が完了した後、車両の汚泥漏洩、付着の無いことを確認し、車両を室外に移動させること。汚泥の飛散、付着がある場合は、車両、床面、機械、配管等を清掃すること。
- ⑩ 以降は、待機させていた車両の積込準備作業にかかること。

(2) 積込み作業の注意事項

積込作業にかかる、装置の操作は、処理の停止、装置の破損を引き起こす恐れがあるため、作業および関連装置を熟知するとともに、脱水運転業務管理者と連絡調整を密に行うこと。

(3) 二見浄化センターでの積降作業の注意事項

積残しが無いように確認し、必要に応じて圧縮空気を使い、タンク内を清掃すること。

積降作業が完了した後、ジェット水による車両の洗浄を行うこと。

(4) 明石クリーンセンターでの積降作業の注意事項

積残しが無いよう確認し、必要に応じて圧縮空気を使い、タンク内を清掃すること。

搬出入においては、規定の重量測定を行うこと。

(5) (株)ダイセキ関西事業所での積降作業の注意事項

積残しが無いよう確認し、車両外部を清掃すること。その後、二見浄化センターで必要に応じて

場内は、作業範囲・通行路も狭く、利用事業者も多岐に渡るため、事故・損傷には充分留意すること。

積降作業が完了した後、ジェット水による車両の洗浄を行うこと。

処理場の混雑状況によっては、簡単な水洗い（5分程度）で清掃すること。

- ① 運搬物の脱水ケーキは、微量であっても悪臭の発生が著しく、市民から運搬車両から発生する悪臭に対して苦情を受ける可能性がある。悪臭の分散をできる限る低減するために、漏洩・飛散・付着には十分注意するとともに、漏洩・飛散・付着がある場合は、速やかに除去、清掃などの措置を施すこと。又、タイヤ等への二次付着にも注意し、付着があれば洗い流すこと。
- ② 運搬物から発生する硫化水素などが、タンク内などに充満する恐れが有り、作業においては注意すること。尚、密閉した状態のタンク内で作業する場合などは、関係法令に基づき保護対策をとり作業を行うこと。
- ③ 積込場所、積降場所は、硫化水素が発生する恐れがあるため、熟知して作業にかかること。

当該作業を行うに使用する車両は、「11. 施設状況」で利用できる構造とし、下記の条件に合致したものでなければならない。尚、本業務に使用する運搬車両は、委託者の書面による事前承諾を得なければ成らない。

(b) 洗浄用配水管 JIS10K 150A RF フランジ[※]
FL+1.40m付近で取り合う

- (c) 荷台の付属品 JIS10K 100A RF フランジ
FL+1.85m付近で取り合う

⑥ 荷台の付属品

- (a) 脱水ケーキ移送切替弁 手動式 3 方式ボール弁 1 台
積込時及び配管洗浄時に、移送側と洗浄水排水側の切替を行う弁であり、脱水ケーキ積込時以外は、密閉出来る構造とする。
- (b) 脱臭配管用弁 手動式ボール弁 1 台
積込時にタンク内部の空気（悪臭を含む空気）の排気を行う配管に取り付けるものであり、必要時以外タンク内部を密閉構造にするために使用する。

(3) 運搬車両は、受託者の責において管理、保管すること。

- (a) 荷台・タンク・タンクに付属する装置・脱臭配管用弁等の車両に付属する運搬容器については、作動の不具合、汚泥や臭気の漏れを防止するために年次点検・整備を実施し委託者に報告すること。また、点検で不具合が見つければ整備して委託者に報告すること。
- (b) 運用時に車両や運搬容器に不具合が見つければ整備して委託者に報告すること。

1 1. 施設状況

(1) 脱水ケーキ積込室

① 船上浄化センター

主要寸法	室内寸法	幅×奥行き×高さ	5.5×12.5×7.5 (m)
	トラックスケール	幅×奥行き	3.0×8.0 (m)
	シャッター	幅×高さ	3.8 × 3.9 (m)

② 朝霧浄化センター

主要寸法	室内寸法	幅×奥行き×高さ	7.0×20.0×3.8 (m)
	トラックスケール	幅×奥行き	3.0×8.0 (m)
	シャッター	幅×高さ	6.3 × 4.0 (m)

③ 大久保浄化センター（参考寸法）

主要寸法	室内寸法	幅×奥行き×高さ	7.0×20.0×3.8 (m)
	トラックスケール	幅×奥行き	3.0×8.0 (m)
	シャッター	幅×高さ	6.3×4.0 (m)

(2) 設置設備（朝霧浄化センター、船上浄化センター、大久保浄化センター）

① 脱水ケーキ積込装置

- (ア) 脱水ケーキ貯留タンクに一時貯留した脱水ケーキをケーキ移送ポンプにて運搬車両に移送する。

ポンプ 概要	形式	定量式ポンプ
	吐出量	4 m ³ /h(朝霧、船上浄化センター)
		6 m ³ /h(大久保浄化センター)

- (イ) 脱水ケーキの移送用配管には、脱水ケーキの漏洩がないよう、配管洗浄装置を設けている。

- (ロ) 積込作業でタンク内の悪臭を吸引する脱臭配管を接続できる装置を設けている。

② 計量装置

- ・車両用重量計
- ・脱水ケーキ移送配管用電磁流量計

③ 運搬車両との接続配管など		
(ア) 脱水ケーキ移送配管	JIS 1 OK 150A RF フランジ	
(イ) 洗浄用排水	JIS 1 OK 150A RF フランジ	
(ウ) 脱臭配管	JIS 1 OK 100A RF フランジ	
④ 付属装置	水洗浄ジェット	
	室内脱臭配管	
	給気配管	
(3) 二見浄化センター		
① ケーキ受槽	2 基 (20t×2)	
受け入れ口の寸法(蓋寸法)	幅×奥行き	2.34 m × 2.75 m
② 付属装置	水洗浄ジェット	
	圧縮空気	
(4) 明石クリーンセンター		
① ケーキ受槽	2 基 (20t×2)	
受け入れ口の寸法(蓋寸法)	幅×奥行き	2.74 m × 3.00 m
② 計装装置	車両用重量計	
③ 付属装置	水洗浄ジェット	
	圧縮空気	
(5) ㈱ダイセキ関西事業所		
① ケーキ受槽	1 基 (20t×1)	
受け入れ口の寸法(蓋寸法)	幅×奥行き	3.00 m × 5.00 m
② 計装装置	車両用重量計	
③ 付属装置	水洗浄ジェット	
(6) 住友大阪セメント㈱赤穂工場		
① ケーキ受槽	3 基 (66t×3)	
受け入れ口の寸法(蓋寸法)	幅×奥行き	3.30 m × 2.50 m
② 計装装置	車両用重量計	
③ 付属装置	水洗浄ジェット	
(7) 新日本開発㈱本社工場		
① ケーキ受槽	8 基(東ヤード3ヶ所、西ヤード5ヶ所) (480 m ² /日)	
受け入れ口の寸法(蓋寸法)	幅×奥行き	8.50 m × 10.00 m
② 計装装置	車両用重量計(60t 計量器)	
③ 付属装置	水道水	

1 2. 業務の報告

(1) 日常報告

各浄化センターの1日の運搬量を記載した脱水ケーキ運搬日報(以下「日報」と呼ぶ)を作成し、委託者に提出すること。

(2) 月例報告

日報を月単位で集計した脱水ケーキ運搬月報を作成し、委託者に提出すること。

(3) その他の報告・提出書類

全ての運搬車両の車検証の写しを提出すること。また、更新の都度提出すること。

委託者より報告を求められた時は、その指示する方法により、遅滞なく提出すること。

汚泥運搬業務委託特記事項

第1条（法令の遵守）

委託者および受託者は、処分業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1（受託者の事業範囲）

受託者の事業範囲は次のとおりであり、受託者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを委託者に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを委託者に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： 兵庫県

事業区分： 収集運搬業（積替え・保管を含まない）

産業廃棄物の種類： 汚泥・廃油・がれき類
以上3種類

許可の条件： 当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、
運搬先の受入条件を遵守すること。

許可番号： 第02804022733号

2（委託する産業廃棄物の種類、数量）

委託者が、受託者に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び数量は次のとおりとする。

種類： 汚泥

数量： 約26,000t/年（委託者の事業場間での運搬も含む予定量）

3（運搬の最終目的地）

受託者は、委託者から委託された前項の産業廃棄物を、委託者の指定する次の最終目的地に搬入する。

（1）事業場の名称： 株式会社ダイセキ 関西事業所（予定）

住所： 兵庫県明石市二見町南二見21番地5 他6筆

処分の方法： 中間処理（混錬・乾燥）

許可都道府県・市： 明石市

許可の有効期限： 令和10年11月14日

産業廃棄物の種類： 燃え殻・汚泥・廃油・廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・鉍さい
・がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）・ばいじん
以上12種類

許可の条件： 中間処理の場所は許可証記載の場所に限る。

施設の処理能力： 90m³/日

許可番号： 第12724002742号

（2）事業場の名称： 住友大阪セメント株式会社赤穂工場（予定）

住所： 兵庫県赤穂市折方字中水尾1513番地 他6筆

許可都道府県・政令市： 兵庫県

許可の有効期限： 令和13年4月22日

事業の範囲： 中間処理業

中間処理（焼却）

取扱産業廃棄物の種類： 燃え殻（水銀含有ばいじん等除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等除く。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残さ、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）、鋳さい（水銀含有ばいじん等除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等除く。）
以上 14 種類
上記について、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

中間処理（破碎）

取扱産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類（焼却前処理破碎に限る、石綿含有産業廃棄物を除く。）、木くず 以上 2 種類
上記について、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

許可の条件： 中間処理の場所は許可証記載の場所に限る

許可番号： 第 0 2 8 2 6 0 0 0 5 5 7 号

(3) 事業場の名称： 新日本開発株式会社(予定)

住所： 兵庫県姫路市飾磨区中島 3 0 5 9 番地 2

許可都道府県・政令市： 姫路市

許可の有効期限： 令和 1 4 年 3 月 4 日

事業の範囲： 中間処理業

中間処理（焼却処理）： 汚泥（特定有害産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等除く。）、廃油（特定有害産業廃棄物を除く。）、廃酸（特定有害産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等除く。）、廃アルカリ（特定有害産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等除く。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）、動物の死体、政令第 2 条第 1 3 号に規定する廃棄物（廃肉骨粉に限る。）
以上 14 種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

中間処理（混合処理）： 汚泥（特定有害産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等除く。）、廃油（特定有害産業廃棄物を除く。）、廃酸（特定有害産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等除く。）、廃アルカリ（特定有害物質を除く。水銀含有ばいじん等除く。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、政令第 2 条第 1 3 号に規定する廃棄物（廃肉骨粉に限る。）
以上 10 種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

中間処理（破碎処理）： 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、木くず
以上 2 種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

中間処理（熔融処理）： 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
以上 1 種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

中間処理（油水分離処理）： 廃油（特定有害産業廃棄物を除く。）
以上 1 種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

許可の条件： 中間処理の場所は許可証記載の場所に限る

許可番号： 第 0 7 0 2 1 0 0 5 5 4 2 号

4（積替保管）

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

- 1 委託者の有する、委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報は次のとおりとする。
 - (1) 性状及び荷姿に関する事項
 - ア 性状：脱水ケーキ、臭い 有
 - イ 荷姿：車両（タンクローリー）
 - (2) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
特に無し
 - (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
特に無し
 - (4) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等
含有の情報なし
 - (5) その他取扱いの注意事項
特に無し
- 2 委託者は、前項の情報に変更があった場合は、受託者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

第4条（委託者と受託者の責任範囲）

- 1 受託者は、委託者から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 受託者は、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受託者においてその損害を賠償し、委託者に負担させない。
- 3 受託者が第1項の業務の過程において、受託者又は第三者に損害が発生した場合に、委託者の過失による場合は委託者において賠償し、受託者に負担させない。

第5条（再委託の禁止）

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

受託者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、委託者に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB2票で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

受託者は、やむを得ない事由があるときは、委託者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受託者は委託者にその事由を説明し、かつ委託者における影響が最小限となるよう努力する。

第9条（報酬・消費税・支払い）

- 1 委託者の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、契約単価に基づき算出する。
契約単価については、委託者が別表1に基づいて決定する。
- 2 報酬の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、委託者受託者双方の協議により、これを改定することができる。

- 3 委託者の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、委託者が負担する。
- 4 受託者は、搬入毎に算出された額（報酬）を締切日の翌月第5営業日までに委託者に請求する。
委託者は、締切日の翌月末日（末日が金融機関の休業日に当たる場合は、その前日）までに、受託者の指定する取引銀行口座への振り込みにより支払う。なお、振込み手数料は委託者が負担する。

第10条（内容の変更）

委託者又は受託者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、委託者と受託者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

第11条（機密保持）

委託者、受託者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

- 1 委託者及び受託者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
- 2 委託者又は受託者から契約を解除した場合において、この契約に基づいて委託者から引渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受託者又は委託者は、次の措置を講じなければならない。

（1）受託者の義務違反により委託者が解除した場合

イ 受託者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは委託者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 受託者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受託者はその旨を委託者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、委託者は、当該業者に対し差し当たり、委託者の費用負担をもって、受託者のもとにある未処理の廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、受託者に対して償還を請求することができる。

（2）委託者の義務違反により受託者が解除した場合

受託者は委託者に対し、委託者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受託者のもとにある未処理の廃棄物を、委託者の費用をもって当該廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受託者自ら委託者方に運搬した上、委託者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度委託者、受託者が誠意を持って協議しこれを取り決めるものとする。

別表 1

(契約単価の按分)

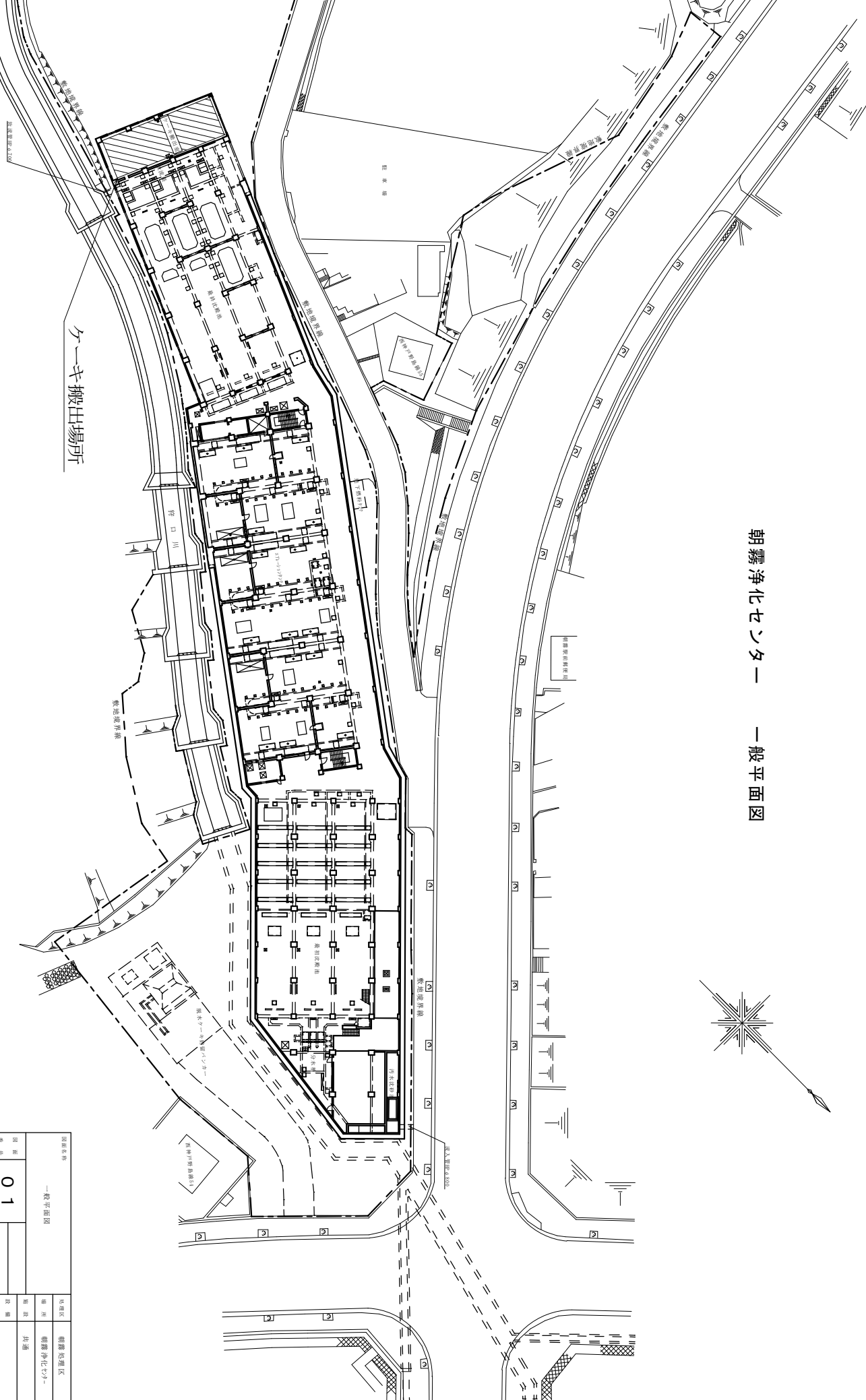
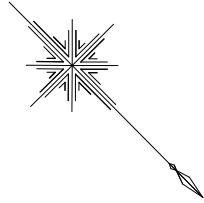
	設計金額 A	設計金額(割合) B	見積金額と設計金額 (割合)で算出する金額 C	契約単価 D
汚泥運搬(市内) (船上浄化センター)	A1	$B_{1\%}: A1 / A_{(合計)} (\%)$	$C1: C_{(合計)} \times B_{1\%}$	D1: C1 を百円未満四捨五入
汚泥運搬(市内) (朝霧・大久保浄 化センター)	A2	$B_{2\%}: A2 / A_{(合計)} (\%)$	$C2: C_{(合計)} \times B_{2\%}$	D2: C2 を百円未満四捨五入
汚泥運搬(市外) (浄化センター⇄赤 穂市内)	A3	$B_{3\%}: A3 / A_{(合計)} (\%)$	$C3: C_{(合計)} \times B_{3\%}$	D3: C3 を百円未満四捨五入
汚泥運搬(市外) (浄化センター⇄姫 路市内)	A4	$B_{4\%}: A4 / A_{(合計)} (\%)$	$C4: C_{(合計)} \times B_{4\%}$	D4: C4 を百円未満四捨五入
合計	$A_{(合計)}$		$C_{(合計)}$	D1～D4 の合計 ※注 1

- 1 A1～A4は、委託者が設定した各単価金額である。
- 2 $B_{1\%} \sim B_{4\%}$ は、走行距離・配置台数を考慮した契約単価に過度な偏りが出ないように17%～30%程度とする
- 3 C(合計)は、落札者が提出した各見積単価の合計金額(入札金額)である。
- 4 D1～D4の合計金額がC(合計)と異なる場合は、次の算出により契約単価を決定する。(※注1)

イ C1～C4の金額のうち、設計金額の高い3つを百円未満の金額で四捨五入した金額をD：契約単価とする。

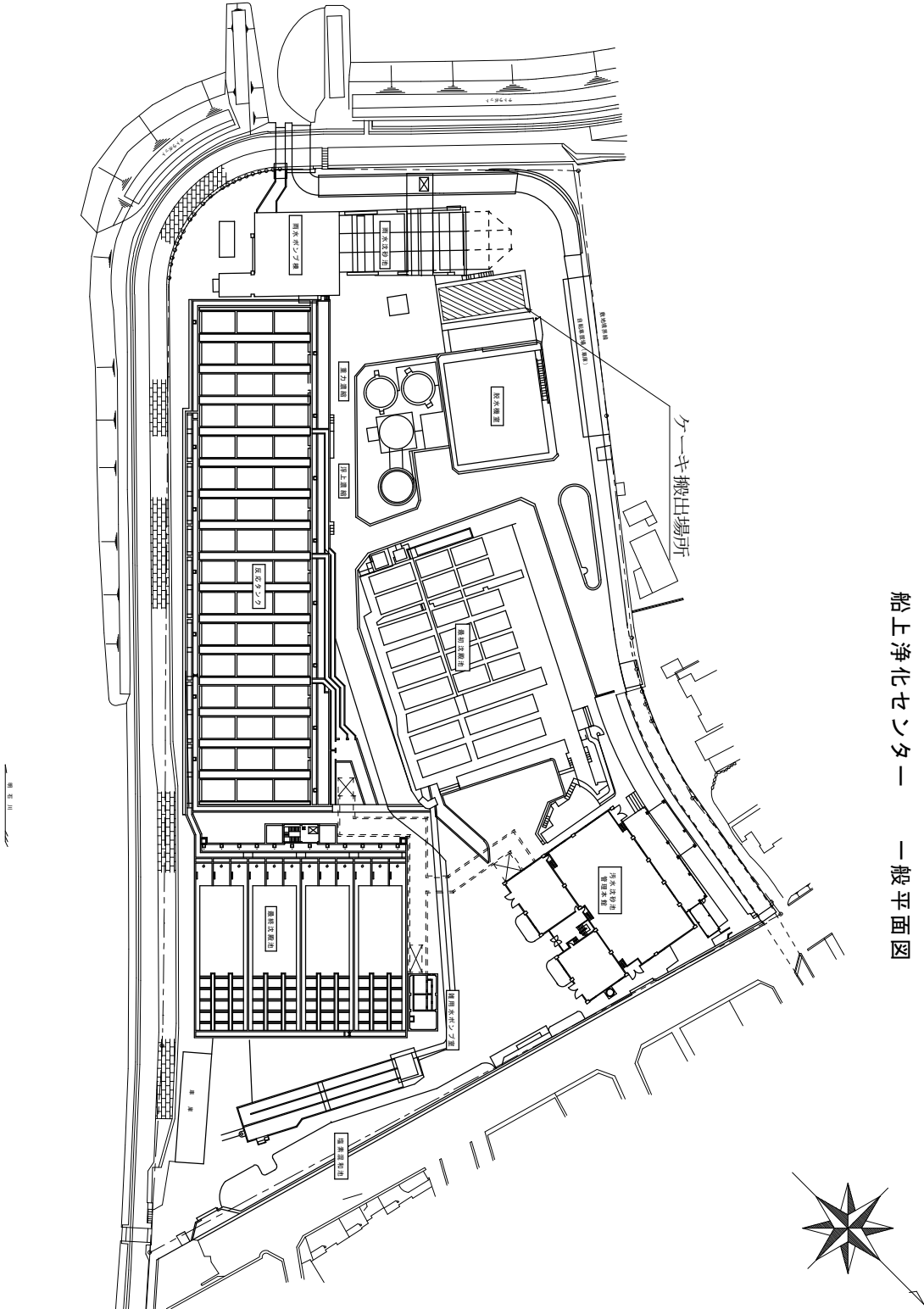
ロ 設計金額の最低金額のD：契約単価は、C(合計)からイの合計金額を引算した金額とする。

朝霧浄化センター 一般平面図

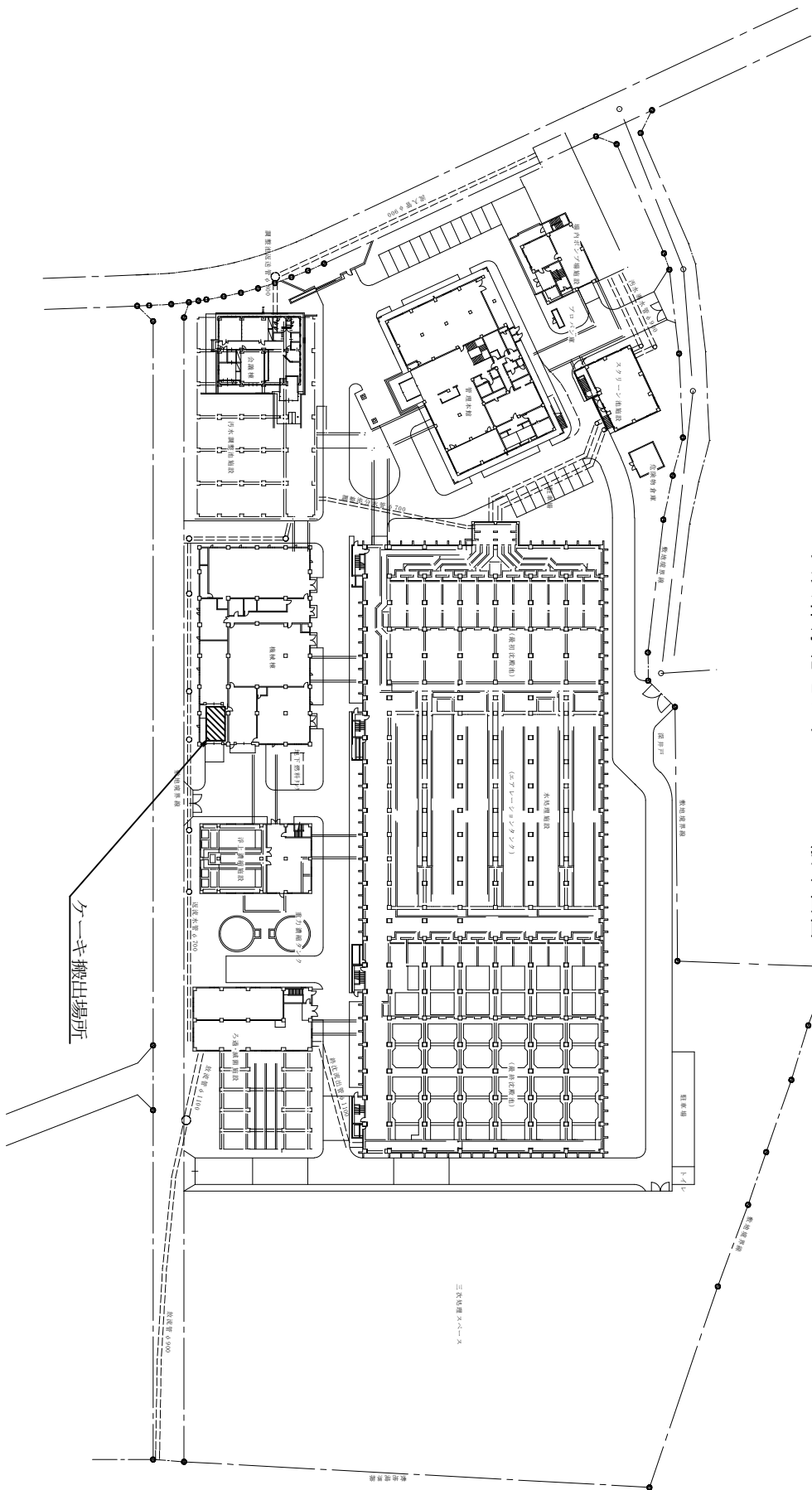


施設名称		朝霧浄化センター	
一般平面図		施設名称	
図面番号		01	
縮尺		1:1000	
図面種類		下水路	
⑪ 朝霧市公共下水道		施設図面	
TEL. 078-922-1111		下水路	

船上浄化センター 一般平面図



図面名称		図面内容	
一般平面図		船上浄化センター	
図面番号	02	図面名称	船上浄化センター
図面尺		図面単位	下水道部
明石市公共下水道施設図面		TEL 078-934-4881	



③

[illegible]

二見浄化センター 一般平面図

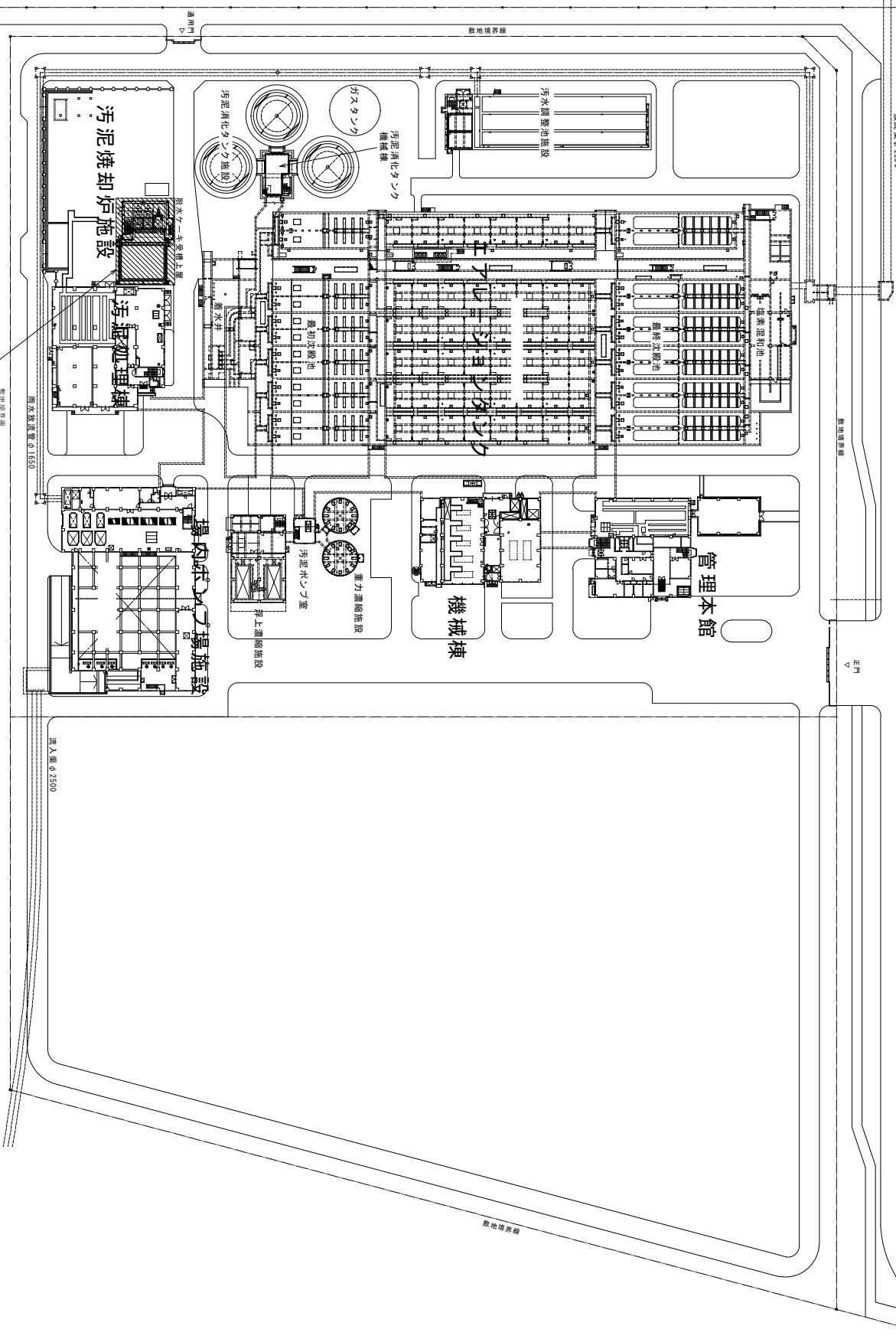
放流渠φ2200

正門
▽

敷地境界線

敷地境界線

敷地境界線



ケーキ搬入場所